



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2件（村づくり計画課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除・2件（森林管理課）…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・7件（県民生活課）…………… 4
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（国際物流商業課）…………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（国際物流商業課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了・7件（南部土木事務所）…………… 8

告 示

沖縄県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市米須土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	玉城信栄	糸満市字米須418番地
理事	山里健	糸満市字米須38番地
理事	山城芳雄	糸満市字米須80番地
理事	大田真二	糸満市字米須85番地
理事	徳元彰	糸満市字米須138番地
理事	久保田盛栄	糸満市字米須146番地
理事	久保田朝明	糸満市字米須180番地
理事	福元良雄	糸満市字米須204番地
理事	玉城肇	糸満市字米須421番地の3
理事	仲宗根保正	糸満市字米須1144番地
監事	金城哲男	糸満市字米須183番地
監事	久保田元	糸満市字米須278番地
監事	玉城昇	糸満市字大度41番地

任期 平成26年3月12日から平成28年3月11日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	玉城信栄	糸満市字米須418番地
理事	山城芳雄	糸満市字米須80番地
理事	久保田朝明	糸満市字米須180番地
理事	久保田盛栄	糸満市字米須146番地
理事	山里健	糸満市字米須38番地
理事	大田真二	糸満市字米須85番地
理事	徳元彰	糸満市字米須138番地
理事	福元良雄	糸満市字米須204番地
理事	仲宗根保正	糸満市字米須1144番地
理事	玉城肇	糸満市字米須421番地の3
監事	山城昭次郎	糸満市字米須101番地
監事	金城哲男	糸満市字米須183番地
監事	玉城昇	糸満市字大度41番地

沖縄県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり宮古土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲里長造	宮古島市平良字島尻1465番地
理事	池間雅昭	宮古島市平良字東仲宗根656番地 2
理事	池村香成	宮古島市平良字下里1119番地 3
理事	前川尚誼	宮古島市平良字西里2029番地 2
理事	下地敏彦	宮古島市平良字東仲宗根618番地 4
理事	伊志嶺健良	宮古島市平良字東仲宗根875番地 5
理事	岡村幸男	宮古島市平良字西里1088番地23
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地 1
理事	砂川明寛	宮古島市城辺字砂川198番地 6
理事	友利悦裕	宮古島市城辺字福里933番地12
理事	川満省三	宮古島市下地字上地512番地

理事	前里孝清	宮古島市下地字川満1367番地 4
理事	川満久雄	宮古島市上野字野原526番地14
理事	与那覇国洋	宮古島市上野字上野54番地 5
監事	長崎富夫	宮古島市平良字松原371番地
監事	饒平名建次	宮古島市城辺字西里添1049番地 4
監事	寄川安彦	宮古島市下地字与那覇896番地 3

任期 平成26年 4月 5日から平成30年 4月 4日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	辺土名豊一	宮古島市平良字島尻292番地
理事	池間雅昭	宮古島市平良字東仲宗根656番地 2
理事	砂川光弘	宮古島市平良字西仲宗根1255番地 5
理事	福原貞雄	宮古島市平良字西里664番地 5
理事	岸本博佳	宮古島市平良字西里1765番地 1
理事	渡真利貞光	宮古島市平良字松原61番地
理事	宮平エミ	宮古島市平良字下里1312番地 2
理事	伊志嶺健良	宮古島市平良字東仲宗根875番地 5
理事	友利幸三	宮古島市城辺字福里876番地
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地 1
理事	砂川恵良	宮古島市城辺字西里添1256番地 5
理事	洲鎌英一	宮古島市城辺字下里添976番地 5
理事	友利研一	宮古島市城辺字砂川1166番地 2
理事	仲間克	宮古島市城辺字比嘉995番地
理事	渡真利等	宮古島市下地字与那覇762番地 2
理事	仲里敏夫	宮古島市下地字与那覇1691番地 1
理事	川満省三	宮古島市下地字上地512番地
理事	与那覇国洋	宮古島市上野字上野54番地 5
理事	川満久雄	宮古島市上野字野原526番地14
理事	垣花義一	宮古島市上野字新里525番地13
監事	上里道明	宮古島市平良字狩俣1167番地
監事	平良建	宮古島市城辺字比嘉128番地
監事	崎原勉	宮古島市上野字宮国812番地 6

沖縄県告示第397号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊平屋村字前泊前泊原455番3、455番14、455番15、455番16（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第398号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名伊是名山196番26・196番27・196番122（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、196番103、196番108
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 村道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年9月1日まで縦覧に供する。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 7月 2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人海山郷
- 3 代表者の氏名 稲嶺盛治
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市大北五丁目17番21号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内の高齢者、障害者など介護を必要とする人や家族等及び一般県民に対して、生活、健康、医療、福祉の向上を図り豊かに生活できる地域づくり等の公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年9月1日まで縦覧に供する。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 7月 2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おきなわ自立支援センター
- 3 代表者の氏名 田中寛
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市安慶田一丁目1番3号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、身体、知的、精神に障害のある人が生活地域社会の中で、自立した日常生活をするために必要なサービスを提供し、かつ生活上の困難を克服していくための支援をする。

そのため、障害のある人の自立した社会参加の促進と地域活動支援センター事業の実施や、生活・就労支援とグループホーム事業の運営、障害者福祉の啓発活動と障害者の権利擁護等の支援活動を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年9月1日まで縦覧に供する。
平成26年7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人友結
- 3 代表者の氏名 佐久田勤
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市我如古三丁目7番5号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者総合支援法に基づいた福祉サービスに関する事業を行い、障がい者に対して、やりがいのある就労の場や、質の高い生きがいを目標に、安心、安全、安定した気持ちで、活動できる場の提供を行い、本人達が親亡き後も地域で当り前に安定した日々の生活が送れることの実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年9月1日まで縦覧に供する。
平成26年7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄語学センター
- 3 代表者の氏名 糸数淳子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市銘苅1丁目2番17号クレセントビル
- 5 定款に記載された目的 この法人は、語学センターが1963年の設立以来、外国語教育を通して行ってきた人材育成のノウハウや人的ネットワークを受け継ぎ、「教育」、「言語」、「文化」、「ビジネス」などの様々な専門的人材のネットワークを活用して、語学および教育事業の企画、運営、実施及び調査研究、コンサルテーション、情報交流、などを行い、語学教育を通して国際社会の一員として沖縄の平和・文化交流活動の活性化を担う人材育成、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年9月1日まで縦覧に供する。
平成26年7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チーム沖縄
- 3 代表者の氏名 上里一之
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 沖縄県総合福祉センター西棟2階ボランティア・小規模団体室内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者の人格を尊重し、人権を擁護するとともに、その家族を含め障がい者を取り巻く環境を改善するため医療・保健・福祉などの関係機関との連携を図る。また情報格差をなくし、障がい者が自らの選択により、就労し積極的かつあたりまえに地域で暮らし、社会参加の促進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年9月1日まで縦覧に供する。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 7月 2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぐすく会
- 3 代表者の氏名 内間カズエ
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県国頭郡伊江村字川平582番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、伊江村内の高齢者及び障害者に対して、介護サービスに関する事業を行い、あわせて村内の住民に対して生活・健康・福祉活動の向上を通して、地域づくり等の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年9月3日まで縦覧に供する。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 7月 4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県脊髄損傷者協会
- 3 代表者の氏名 仲根建作
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 沖縄県総合福祉センター西棟2階（ボランティア・小規模団体室内）
- 5 定款に記載された目的 この法人は、脊髄損傷者及び重度身体障害者の医療充実、社会参加の促進、福祉の増進並びに会員相互の親睦を図り、以って意義のある文化的な生活を営むことを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年7月15日から同年11月15日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー那覇メインプレイス 那覇市おもろまち4丁目4番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 届出年月日 平成26年 6月13日
- 4 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 サンエー那覇メインプレイス 那覇市おもろまち4丁目4番
変更後 那覇メインプレイス 那覇市おもろまち4丁目4番9号
- 5 変更の年月日 平成19年 4月 1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があつ

た。

なお、関係書類は、平成26年7月15日から同年11月15日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成26年7月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー那覇メインプレイス 那覇市おもろまち4丁目4番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 届出年月日 平成26年6月13日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 32,312平方メートル
変更後 37,110平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 2,406台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 2,450台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (3) 駐輪場の位置
変更前 位置 次の図のとおり
変更後 位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり
変更後 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- 5 変更する年月日 平成27年2月13日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン宮古南ショッピングセンター 宮古島市平良字松原631番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社大栄興産 宮古島市平良字松原551番地4 代表取締役 狩俣昌弘、株式会社沖縄ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 小林辰夫
- 3 法第8条第1項の規定による宮古島市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年7月15日から同年8月15日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン宮古南ショッピングセンター 宮古島市平良字松原631番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社大栄興産 宮古島市平良字松原551番地4 代表取締役 狩俣昌弘、株式会社沖縄ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 小林辰夫
- 3 法第8条第1項の規定による宮古島市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年 7月15日から同年 8月15日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 7月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 5月 2日 沖縄県指令土第694号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平599番 3 及び611番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平611番地 3 金城宏
- 5 検査済証番号 平成26年 7月 2日 第4120号
- 6 工事完了年月日 平成26年 6月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 7月15日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月14日 沖縄県指令南土第1055号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字嘉数729番及び730番 5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字根差部277番地 1 合同会社ほかも地所 外間美代子
- 5 検査済証番号 平成26年 5月19日 N第483号
- 6 工事完了年月日 平成26年 4月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 7月15日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 6月20日 沖縄県指令南土第828号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根636番 5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地369番地名嘉地住宅 2-206号 金城信之

- 5 検査済証番号 平成26年 6月 4日 N第484号
- 6 工事完了年月日 平成26年 5月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 7月15日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 6月12日 沖縄県指令南土第795号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根636番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡橋名25番地 1 オアシズ高良 I 302号 比嘉栄、豊見城市字渡橋名25番地 1 オアシズ高良 I 302号 比嘉綾
- 5 検査済証番号 平成26年 6月 4日 N第485号
- 6 工事完了年月日 平成26年 5月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 7月15日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 7月16日 沖縄県指令南土第919号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平805番 5 及び805番 9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平744番地 6 キャッスルウスクドー202 大城英樹、南風原町字宮平744番地 6 キャッスルウスクドー202 大城かおり
- 5 検査済証番号 平成26年 6月 6日 N第486号
- 6 工事完了年月日 平成26年 5月 2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 7月15日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年10月15日 沖縄県指令南土第1336号、平成25年 7月 5日 沖縄県指令南土第891号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山 6 番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1169番地 4 エントピアシャトー203 前城修
- 5 検査済証番号 平成26年 6月11日 N第487号
- 6 工事完了年月日 平成26年 5月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 7月15日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月12日 沖縄県指令南土第1392号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字真玉橋199番 2
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字根差部433番地1 赤嶺靖
- 5 検査済証番号 平成26年6月12日 N第488号
- 6 工事完了年月日 平成26年4月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年7月15日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年12月20日 沖縄県指令南土第1535号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平786番2及び786番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字仲井真229番地1 金城アパート302 新垣保
- 5 検査済証番号 平成26年6月18日 N第489号
- 6 工事完了年月日 平成26年5月26日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--